

■ 質問に対する回答

質問①. <様式6 業務実施体制>

・「その他業務に従事する資格者」について、業務開始後に従事者を追加することは可能でしょうか。

⇒業務開始後に従事者を追加することは、特段、問題ありません。ただし、本プロポーザルにおいて評価の対象となるのは、提案書に記載された従事者のみとなります。

・提案書に記載する従事者数に制限はありますか。様式6では5名までの記載となっていますが、人数に制限が無い場合は、必要に応じて追加して宜しいでしょうか。

⇒提案書に記載する従事者数に、特段、制限はありません。必要に応じて、様式6を修正してください。

質問②. <様式7 資格者の経歴等>

・「委託期間中の手持ち業務の状況」に記載する「手持ち業務」は「同種または類似業務」を記載するのでしょうか。あるいは、「同種または類似業務」関係なく監査法人における監査業務も含まれるのでしょうか。

⇒「委託期間中の手持ち業務の状況」の欄には、提案書作成要領2頁に定義のある「同種または類似業務」について記載してください。

質問③. <様式8 同種または類似業務に係る実績>

・実績が複数ある場合は、各欄に複数記載するのでしょうか。それとも業務実績別に用紙を分けて記載するのでしょうか。

⇒同種または類似業務に係る実績については、実績ごとに様式8を作成してください。

質問④. <業務説明資料 5 業務概要 (3) 仕訳変換表・業務フロー等の作成>

・「仕訳変換表の作成」について、作成対象範囲を具体的に想定されていますでしょうか。又は仕訳変換表全てを受託者が作成することを想定されていますでしょうか。あるいは受託者が作成するのは、特定の取引を前提に仕訳変換表のサンプルの作成を想定されていますでしょうか。

⇒仕訳変換表の作成対象範囲については、本プロポーザルにおける提案内容を構成するものです。最適と考えられる仕訳変換表の作成対象範囲について提案してください。ただし、少なくとも、国が示すマニュアル等の要件を充足するような一定の網羅性を具備していることが必須です。

・「業務フロー等の作成に」について、作成対象範囲（業務フロー数）について具体的に想定されていますでしょうか。

⇒業務フロー等の作成対象範囲については、本プロポーザルにおける提案内容を構成するものです。最適と考えられる業務フロー等の作成対象範囲について提案してください。

・作成予定の業務フローについて、全てを受託者が作成することを想定されていますでしょうか。あるいは、幾つかの業務フローのサンプル（原案）の作成を想定されていますでしょうか。

⇒原則として、本市各種規則や国から提供が予定されている公会計システム等の現状を踏まえ、必要となるすべての業務フローについて、受託者が作成することを想定しています（ただし、一部の事務フローについては、本市で原案を作成し、提供することがあります）。

質問⑤. <業務説明資料 5 業務概要 (6) 各種事務マニュアルの作成>

・作成対象となる事務範囲を具体的に想定されていますでしょうか。

⇒各種事務マニュアル等の作成対象範囲については、本プロポーザルにおける提案内容を構成するものです。最適と考えられる各種事務マニュアルの作成対象範囲について提案してください。

・作成対象予定の事務マニュアルを受託者が全て作成することを想定されていますでしょうか。あるいは、受託者が原案を作成し、貴市で最終化されることを想定されていますでしょうか。

⇒原則として、本市各種規則や国から提供が予定されている公会計システム等の現状を踏まえ、必要となるすべての事務マニュアルについて、受託者が作成することを想定しています。

質問⑥. <業務説明資料 5 業務概要 (7) 職員等への研修の実施>

・研修開催の頻度について想定されている回数、実施時期はありますか。

⇒研修開催の頻度について、現時点では特段、回数・実施時期等の想定はありません。28年度当初からの運用を見据え、最適と考えられる研修実施スケジュールを提案してください。

質問⑦. <業務説明資料 5 業務概要 (8) 平成 26 年度決算に係る財務書類の作成支援・分析>

・「新公会計の制度変更を前提とした平成 26 年度決算に係る財務書類の作成支援・分析」とありますが、総務省方式改定モデルに基づいて作成される財務書類について、新公会計の制度変更を前提とした作成支援・分析とはどのような内容を想定されていますでしょうか。

⇒本市における円滑な新基準への移行を図るべく、受託者が会計の専門家として、継続性の原則等を踏まえた上で、本市と共同で平成 26 年度決算に係る財務書類を作成・分析することを想定しています。

質問⑧. <提案書作成要領 9 その他 (7) その他 オ>

・「提案書提出時には参考見積書を提出するものとする」とされていますが、参考見積書の指定様式はありますか。

⇒参考見積書の指定様式はありません。任意の様式で提出いただいて結構です。

・参考見積書の指定様式が無い場合、金額以外に記載すべき事項の指定はありますか。

⇒参考見積書には、積算内訳を添付するようにしてください。